

平成22年5月12日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）  
 研究期間：2008～2009  
 課題番号：20820058  
 研究課題名（和文）フランスの公的芸術支援に関する研究-戦略としての芸術文化-  
 研究課題名（英文）The government intervention to arts sector in France: The arts and culture as a strategy  
 研究代表者  
 永島 茜（NAGASHIMA AKANE）  
 武庫川女子大学・音楽学部・講師  
 研究者番号：00509169

## 研究成果の概要（和文）：

芸術文化大国フランスのイメージは、芸術文化を重んじる伝統のみではなく、寧ろ文化省創設後の取組みが大きいのではないか、というのが本研究の視点である。国や地方公共団体が芸術文化に関わる際、「文化に対する公的サービス」という理念が用いられる。本研究ではこの理念を巡る論議及び実践の調査から芸術文化政策を考察し、芸術文化支援が齎す効果を重視し、戦略的に活用する国の姿勢が窺われた。

## 研究成果の概要（英文）：

In this study, we will discuss that what contributes most to France's public image of a cultural superpower is not simply its people's traditional emphasis on art, but rather its policy adopted by the Ministry of Culture. It is a common observation that the government regards its commitment as public service to culture. In this paper, through examining preceding discussions and investigations on the Ministry's policy, we will see how the French government recognizes the importance of its public intervention to arts sector, and conclude that it intervenes with the nation's cultural activities in a strategic manner.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	880,000	264,000	1,144,000
2009年度	840,000	252,000	1,092,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,720,000	516,000	2,236,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：芸術学・芸術史・芸術一般

キーワード：フランス文化政策、芸術文化政策、アーツマネジメント、音楽政策、文化行政

## 1. 研究開始当初の背景

国や地方公共団体等の公的部門が、芸術文化に関わることが定着しつつある現在、芸術文化政策の在り方を検討する文化政策学、アートマネジメントの発想が必要とされている。

高度経済成長期より地方公共団体による文化政策への関心が高まり、例えば大規模なコンサートホール建設に代表されるように、芸術文化に対する公的支出も増加した。

しかしながら、それらは主に文化施設の建設など、いわゆる「ハコモノ」に対して支出される場合が多く、実際の内容や運営については、あまり検討されない状況にあった。

公的機関が芸術文化に関与する場合、その性質上、価値の問題を含むため、一般的な行政事業・評価には馴染みにくい分野である。しかし、直接的間接的にかかわらず、公的資金を使用するという意味で、他の行政サービスと同様に、その合理的な根拠、方針・在り方などを検討することが要請されている。

これらの要請から、芸術文化環境を総合的に考察するアートマネジメントや文化政策学の必要性が唱えられたのである。

国や地方公共団体が、如何に芸術文化の領域に関わっているかを、諸外国の例と比較する時、積極的に関与している典型例としてしばしばフランスが登場する。

アメリカ文化に対するヨーロッパ文化の代表を標榜するフランスは、GATT ウルグアイ・ラウンドでも文化産業に対する「文化的例外」を主張したり、ユネスコ「文化的表現の多様性の保護と促進に関する条約（文化多様性条約）」を推進するなど、芸術文化を戦略的に用いることで、世界におけるフランスの存在をアピールすることに傾注している。

これに呼応するように、芸術文化支援の対象分野も、従来の芸術分野のみならず、とりわけ 1980 年代からは、余暇文化や文化産業までにも支援を拡大させている。

このように芸術文化大国という国際的イメージを形成しているフランスではあるが、実は芸術文化大国を想起させる施策の多くは、過去約 50 年間で築かれたものである。

フランスに文化省が設置されたのは 1959 年であり、この時から現在の文化政策は開始された。とはいえ、当時は予算規模も小さく、現在のように国家予算の約 1% を占めるようになるのは、1981 年にミッテランを大統領とする左派政権の発足以後である。

このころより文化予算が倍増したのは、国際的位置や移民対策として、寧ろ戦略的に芸術文化を用いたためと考えられる。従って、

フランスと我が国とは、芸術文化庇護の歴史的背景が全く異なるゆえに文化予算規模が異なるということではない。

芸術文化に対する大規模な公的支出については、フランスでは「芸術文化は国や地方公共団体など公的機関が庇護するもの」という国民的理解がある故と説明されている。

フランス政府が、芸術文化に対する公的支出の根拠として掲げているのが「文化に対する公的サービス」という概念である。

これらの背景から、判例を中心に、フランスにおける「文化に対する公的サービス」の理論的根拠について、検討を進めるうちに、実はフランスにおいても理論的根拠が確立されてはならず、寧ろ実態として公的機関による「文化に対する公的サービス」が提供されていることが明らかとなった。これを踏まえ、実態としてどのようなサービスの提供形態があるのかを探った。

現在、フランスにおいて公的な文化サービスの提供には、様々な運営形態によって運営されている公施設法人（*établissements publics*）、官民共同運営、行政契約による業務委託等、多様な運営方法が導入されている。これらのうち音楽分野に適用される形態について、実地研修により得た資料をもとに博士論文で取り上げた。

しかしながらこれらの運営方法は、フランスにおいても 1990 年代後半から導入されてきたものであり、未だに制度整備途上にある運営方法も少なくない。

このような状況から、運営方法の可能性と課題を含め、「文化に対する公的サービス」について検討を重ねることで、フランスの公的芸術支援についてその意図や目的などを理解できるものと考えられる。

## 2. 研究の目的

これらの背景から、「文化に対する公的サービス」という概念に着目し、その理論的根拠、また実際の運用について明らかにすることにより、フランスが文化を如何に戦略的に用いているのかを検討する。

さらに、そこから我が国の公的芸術文化支援に対する示唆を得ることも本研究の目的である。

従って本研究は、フランスの（１）「文化に対する公的サービス」の理念・論理的側面、（２）「文化に対する公的サービス」の実際に関する事柄を明らかにし、我が国の公的芸術文化支援への示唆を得ようとするものである。

### 3. 研究の方法

研究方法は、文献資料（学術書、政府発表文書、議会文書、判例と判例解釈等が含まれる）の分析及び関係者への個別インタビューを中心とする実地調査から構成される。

関係者へのインタビューを取り入れることで、文献資料からだけでは得ることの難しい現場の課題、問題点も探り出すことができる。また、実地調査は現実の事例に基づく検証が可能となり、フランスにおける「文化に対する公的サービス」について、理論と実際の両面から検討できるものと予測される。

これらの過程を経て得られた調査結果を分析することで、我が国における問題の所在、今後の方策が具体的に提示できるものと考えられる。

### 4. 研究成果

研究成果としては、雑誌論文の投稿、文化経済学会における個人研究発表、図書（単著）出版、図書執筆を行った。

雑誌論文としては、日本生涯教育学会論集において、生涯学習としての音楽活動という視点を交え、日仏の文化行政について考察した。その際、フランスでは教育機関を巡回する音楽指導者を行政（地方公共団体）が雇用しており、音楽教育の多様な在り方を学ぶことができた。これは公的サービスとしての音楽教育について参考となる事例となった。

文化経済学会可児大会における個人研究発表では、フランスの公的文化サービスの概念がどのように形成され、運営されているかを発表した。この概念について、とくに判例などからは明確な根拠が見出しにくい状況を発表したのに対し、会場からは、歴史的な伝統や、フランスの世界におけるフランス語普及に対する姿勢などを例に検討してはどうかとの提案があった。

つぎに図書では、文化行政に関するもの、芸術教育に関するものを担当したほか、研究期間終了時に『現代フランスの音楽事情』を出版した。

本書は、(1) 文化振興と音楽、(2) 音楽教育、(3) 活動事例の三部から成っており、そのうち本研究の成果として、(1) 文化振興と音楽の部分で公的な文化関与の論理について発表し、また活動事例などは、本研究による現地調査の成果である。

文化振興と音楽の部では、①文化政策の変遷と文化省の役割、②公的な文化支援の論理とその運営、③音楽政策の開始と確立、④現在の音楽政策一様々な音楽振興・保護策一、⑤フランスの音楽政策を巡る様々な論考、⑥音楽政策の課題と新たな展開の6つの観点からフランス音楽政策を見渡し、文化を戦略的に活用してきた経緯と現在、そして実際に文

化関係の公的事業を行う際の運営方法などを検討した。

①文化政策の変遷と文化省の役割では、公共政策としての文化政策の開始に着目し、フランス革命時に行われた議会議事録から、現在のパリ市に残る歴史的建造物に対して、文化政策の観点からアプローチすることができた。

②公的な文化支援の論理とその運営では、現在フランスで行われている公的サービスとしての文化に対する議論を見渡し、そこで参考とされている判例に対するコメントールを検討した。そして、現在のフランスで実際に行われている公的サービス（*service public*）の運営方法を調査した。文化分野にあつては、E P C C（文化のための協同公施設法人）の導入が注目された。これは、それまで主にアソシエーションなどの任意団体に委ねられていた公的文化事業の運営を公営化するもので、今後の我が国の公的文化事業の在り方にも示唆を与えるものと考えられた。

③音楽政策の開始と確立では、諸文化芸術のなかでも、音楽分野に焦点を当て、文化政策一般との関わりの中で、音楽分野がどのような位置づけにあり、どのような施策が講じられてきたのかを検討した。

そこでは文化省創設当初、音楽分野はあまり中心的な施策対象とはなっておらず、1966年同省内に音楽課が設置され、69年からの「フランスにおける音楽機関の組織化のための10年計画」によって、漸く全国に専門教育機関やオーケストラが整備されていった様子を取り上げた。とくに、文化省創設前後の音楽界からの要請、音楽分野に対する調査研究資料などは、本研究による現地調査によって、フランス国立公文書館において調査した資料に基づいている。

④現在の音楽政策一様々な音楽振興・保護策一においては、1980年代前半に開始された「現在の音楽（*musiques actuelles*）」に対する政府の姿勢に着目し、文化政策が経済や移民・若者文化など従来は文化政策の対象としては、あまり検討されなかった分野と近くなった政策状況を追った。この「現在の音楽」は、現在でも積極的な支援が進められており、フランス音楽政策のひとつの特徴であると認められた。

⑤フランスの音楽政策を巡る様々な論考では、フランスで展開されている論考について取り上げた。これらについて、本研究で行ったインタビューやヒアリングで、文化政策関係の研究者をはじめとして、感想を聞くことができた。

⑥音楽政策の課題と新たな展開では、最新の施策や今後の課題について扱った。

以上が、第1部文化振興と音楽における本

研究成果の概要である。本書のそのほかの部においても、教育と文化政策の関連や事例など、今後本研究を発展させる方向の選択肢として有意義なものが多く見出された。

なお現地調査については、研究期間を通して2回行った。

1回目は2008年2月に実施し、文献資料の調査に加え、音楽政策研究の第一人者マリオ・ダンジェロ氏に対するインタビューを行うことができた。また音楽教育に関しても、「学校参与音楽家 (Musicien Intervenant)」の活動を観察することもでき、教育活動を含めた公的文化サービスの実態の様子を見る事ができた。

2回目は2009年9月に行い、フランス公文書館において、文化省に音楽課が置かれる前後の資料を渉猟し、政策立案過程を探ることができた。これに加え、パリ市のアニメーションセンターやイル・ド・フランス地域圏における地域「現在の音楽拠点」など音楽に対する施策を実践する施設も数か所訪問することができ、具体的な活動状況を見ることができた。

以上が本研究の研究成果である。今後この研究を更に深めるに当たって、検討対象とする芸術分野を絞り込み、それが文化政策の中でどのように位置づけられているのかを探る必要がある。

また我が国の事例を見ると、地方公共団体が国に先んじて先駆的・実験的取組みを行っている例もあり、それらも十分吟味したうえで提案していくことが求められる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

永島茜「生涯音楽行政の可能性—日仏の学校外音楽指導者の比較を通じて—」『日本生涯教育学会論集』第29巻、2008年9月、pp. 221-230.

[学会発表] (計1件)

永島茜「フランスにおける公的文化サービスの概念形成とその展開」文化経済学会可児大会、於・可児市文化創造センター、2009年6月

[図書] (計3件)

永島茜「文化活動を支援するコーディネーター機能」『生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーター研修テキストⅢ—コミュニケーションの仕方の理解』(財)社会通信教育協会、2009年7月、pp. 69-76.

永島茜「フランスの芸術教育」、フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009年3月

永島茜『現代フランスの音楽事情』大学教育出版、2010年3月

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

永島 茜 (NAGASHIMA AKANE)  
武庫川女子大学・音楽学部・講師  
研究者番号：00509169

### (2) 研究分担者 なし

### (3) 連携研究者 なし